

2 青森県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第11条の規定に基づき、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対して行う、認証の基準、認証手続き及び評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成とその事業の公平性、信頼性及び透明性を確保することを目的とする。

(評価機関の定義)

第2条 評価機関とは、推進委員会の認証を受けたものとする。

2 社会的養護関係施設の第三者評価事業を実施する評価機関（以下「社会的養護関係施設評価機関」という。）とは、前項の評価機関のうち、第3条の認証基準を満たし、推進委員会の認証を受けたものとする。

(認証基準)

第3条 評価機関として認証を受けるために必要な要件は、別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。

(評価機関の募集)

第4条 推進委員会は、評価機関の認証を行うため、原則として毎年度1回、評価機関の募集を行う。

2 評価機関の募集に当たり必要な事項は、別に定める。

(認証申請及び更新)

第5条 評価機関の認証を受けようとする法人（以下「認証申請法人」という。）は、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式第1号）に法人の組織、事業内容を示す書類、予定する評価事業の内容を示す書類等、必要な書類を添えて、認証申請を行うものとする。

(認証の手順)

第6条 認証申請は、第3条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。

2 推進委員会は、認証申請法人からの申請に基づき、その内容を調査、検討し、認証の可否を決定する。

(認証の決定通知)

第7条 評価機関の認証等の決定通知は、次に掲げる各号により行う。

- (1) 第6条第2項の規定により推進委員会において評価機関の認証を決定したときは、推進委員会委員長は、認証申請法人に対して「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(様式第2号)を交付する。
- (2) 第6条第2項の規定により推進委員会において評価機関を認証しないこととしたときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、3年とする。

(変更の届け)

第9条 評価機関は、第5条に規定する申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合又は変更の事由が発生したときは、推進委員会に対して速やかに「福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退及び廃止)

第10条 評価機関は、認証を辞退する場合又は事業を廃止した場合、30日以内に「福祉サービス第三者評価機関認証辞退・廃止届」(様式第5号)の提出により、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第6号)を交付する。

(認証の取消し)

第11条 推進委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査、検討し、認証取消しの決定をする。

- (1) 第3条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けたとき
- (2) 次に掲げる不正な行為を行ったとき
 - ア 評価を受けた事業者から評価料金とは別の金品を受け取る行為
 - イ 守秘義務に違反する行為
 - ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為
 - エ 法令に違反する行為
 - オ その他社会通念上不正と認められる行為
- (3) 評価事業の信頼性を著しく損なう評価を行ったとき
- (4) 契約の不履行

2 前項の規定により推進委員会において評価機関の認証を取り消したときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」（様式第6号）を交付する。

（事業報告等）

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後、概ね1か月以内に、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」（様式第7号）を提出しなければならない。

2 評価機関は、推進委員会が実施する評価事業の適正な実施を図るために必要な場合には、事業報告等の内容及び提出について、調査、指導及び助言を受けるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するための必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 令和2年3月31日において認証を受けていた評価機関は、要綱第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、要綱第2条の認証を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月2日から施行する。

1 組織に関する要件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 前項の法人格とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は特に問わない。
- (3) 評価調査者として、推進委員会が作成する名簿に登載されているものの中から、必要な資格や経験を有している者を2名以上擁していること。ただし、全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した評価調査者養成研修を受講し修了した者については、この限りではない。
- (4) 所属する評価調査者に対して、推進委員会が実施する評価調査者継続研修の受講の機会を確保していること。

2 評価の実施範囲等に関する要件

- (1) 評価機関となる法人の提供する福祉サービスが、評価を行おうとする福祉サービスと同種の福祉サービスである場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。
ただし、評価結果の決定にあたって、評価決定委員会等を開催し、当該委員会の承認を得ることが確保されている場合は、この限りでない。
- (2) 評価決定委員会の委員は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ① 評価決定委員会の委員は、現在、評価対象福祉サービス事業所又は評価対象事業所を経営する法人に所属していないこと。
 - ② 評価決定委員会の委員は、評価対象福祉サービス事業者と利益相反するおそれがないこと。
- (3) 評価決定委員会の委員は、5名以上で構成され、評価調査者と兼務していないこと。
- (4) 評価決定委員会が行う評価決定は、合議制であること。
- (5) 評価機関に所属する評価調査者は、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 推進委員会が作成する名簿に登載されている者であること。
 - ② 評価を受審する福祉サービス事業者と利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ③ 評価調査者の係わる業務について評価機関が責任をもち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていること。

3 評価内容、評価手法等に関する要件

- (1) 推進委員会が定める評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）に基づき評価を行うことを承諾していること。
- (2) 推進委員会が定める方法により評価結果を報告することを承諾していること。
- (3) 第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

4 事業内容等を明示する規程等に関する要件

- (1) 次の規程等を整備し、かつ公開されていること。
 - ア 所属する評価調査者一覧
(評価調査者の養成研修等の修了状況、保有資格及び主要経歴等を記載したもの)
 - イ 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程等（評価事業を実施するサービス種別を含む）
 - ウ 評価委員会の設置及び運営に関する規程 等
 - エ 第三者評価の手法
 - オ 個人情報保護規程
 - カ 守秘義務に関する規程
 - キ 倫理規程
 - ク 料金表
 - ケ 評価事業の実績

5 苦情対応体制に関する要件

- (1) 評価を受けた評価対象事業者等からの苦情等に対する対応体制を整備していること。
 - ・ 苦情対応の窓口の設置
 - ・ 苦情対応担当責任者の配置
- (2) 苦情対応体制とは、受審事業者からの評価内容等に関しての苦情に対応するものとして、次に掲げるものをいう。
 - ① あくまでも、受審事業者と評価機関の契約に基づいて、両者で解決を行ものとする。
 - ② 受審事業者と評価機関との調整がつかない場合には、推進委員会に報告するものとする。

6 社会的養護関係施設評価機関の要件

- (1) 上記評価機関の要件 1～5 を全て満たしていること。
- (2) 推進委員会等が行う「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」の修了者である評価調査者が 2 名以上在籍していること。

7 更新時の要件

評価機関が次に掲げる事項に該当する場合には、認証を行わないものとする。

ア 認証期間内に評価の実績がない場合

イ 推進委員会等が行う評価調査者に必要な研修の修了者が在籍していない場合

ウ 社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近 3 か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。）が 10 件未満の場合。ただし、当該更新を行う年度中に当該第三者評価機関に所属する 1 名以上の評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講している場合はこの限りではない。